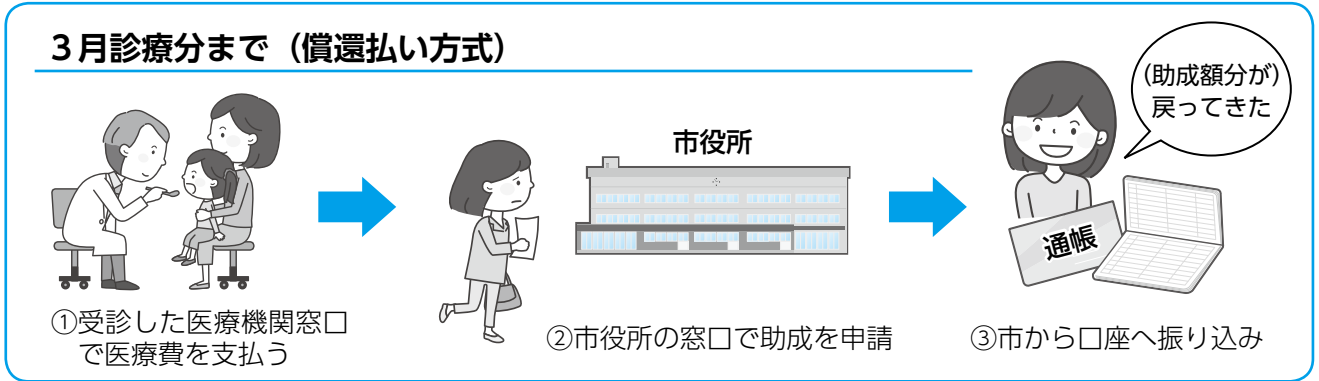


# 子どもの医療費助成方法が変わります

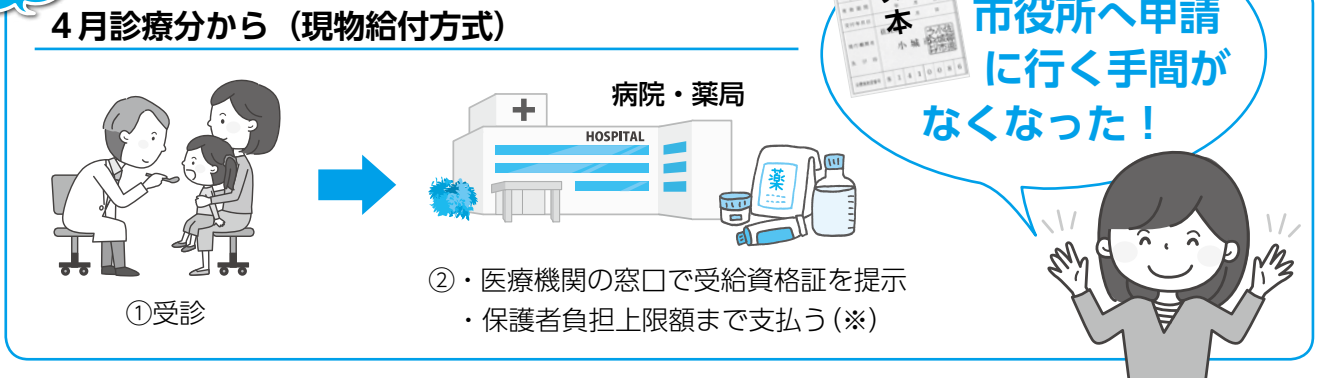
小城市ホームページから  
子どもの医療費助成制度 検索

問 社会福祉課 (西館1階) 【担当】 江口・南里 ☎37・6107

市では、平成29年4月診療分から、小・中学生の子どもの医療費助成の方法が変更になります。



NEW



**対象者** 市内に住所のある小・中学生 (15歳到達後最初の3月31日まで)

**証交付と手続き**  
受給資格証は、3月下旬に郵送により交付します。償還払いで助成を受けたことがある人、過去に市で受給資格証を利用していた人は申請手続きは不要です。手続きが必要な人には、通知を送付しますのでご確認ください。

**注意**  
県外で受診した場合は、償還払い方式での助成となります。

・健康保険の適用にならないものや入院時の食事代などは助成対象外です。  
・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給

(※)保護者負担額 (子ども1人1か月、1医療機関あたり)

入院	上限：1,000円
通院	上限：500円 (2回目の受診まで) 3回目以降は保護者負担なし
調剤	保護者負担なし

付を申請される場合は助成対象外となります。学校や保育園に申請してください。

・他の公費負担医療制度(小児慢性特定疾患・未熟児養育医療・育成医療など)の適用を受ける場合は、各制度を優先して適用後の助成となります。